九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『三井鉱山五十年史稿 巻十六』より : 第十編 労務 第三節 会社自体が行つて来た労務管理施設 第四項 住居管理

池上, 重康
北海道大学 : 助教

https://doi.org/10.15017/2244497

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 34, pp.37-51, 2019-03-15. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

【資料紹介】『三井鉱山五十年史稿　巻十六』より
第十編　労務　第三節　会社自体が行って来た労務管理施設　第四項　住居管理

池　上　重　康

〈解題〉

前報[1]に引き続き、本稿では『三井鉱山五十年史稿』（以下、『五十年史稿』）のうち、労務者の住宅、即ち鉱夫社宅および労務者（鉱夫）用の福利施設について紹介する。

「一、社宅の設備」では、冒頭に「構造と設備の進歩」と題して、経年的かつ網羅的に三井関連の労務者に提供された住宅についてまとめている。明治二十二年以前の藤棚炭坑（後に本洞炭礦に編入）や田川炭坑の坑夫納屋は掘立小屋で、屋根は草葺き、畳はなく土間に筵を敷き、中央に炉を切っていた。その様子は添付図のうち神岡でも確認できる（図１）。その後、畳を敷き、炊事場を付設するなど漸次改良が加えられたというが、幸い添付図に、田川炭坑と山野炭坑の二ヶ所の労務者住宅について、間取りと仕上げの変遷がまとめられている。ここでは、田川炭坑に着目して経年的に論じていきたい。

三井鉱山合資会社（明治二十五年設立）が、田川採炭組から引き継いだ明治三十三年当時は、三畳（一部四畳半）土間付きの一間式十七戸（一部十六戸）建長屋であったものが、明治三十五〜三十八年には、四畳半土間付き（押入れ付きもあり）の六戸建長屋になった。しかしながら、壁は荒壁で天井はなく、屋根は順次、藁葺きから瓦葺きに変更していった（図２）。明治四十三〜四十五年には四畳半押入れ付きの八戸建で、初めて台所が設備された。壁は荒壁で天井はないものの、窓は従来の突き上げ窓から雨戸に改良された。但し、まだ障子は建て込まれていない。大正七年以降「優良坑夫納屋」が提供された。四畳半二間で押入、台所付きの二間のものと、四畳半押入付きと六畳の二階建て二間のものがあった（図３）。大正八年には三畳の二戸を六畳の一戸に改造する他、六畳一間の長屋も第一次世界大戦下の住宅需要に応じて火急に建設された。明治の引き継ぎ時の倍の建坪になっていることに着目したい。大戦後の大正十〜十四年には、普通労務者にも二間式住宅が供給された。壁が荒壁から中塗りになっただけでなく、間仕切りに建具が建て込まれた。昭和二年には、同様の二間式ながらも、初めて天井を張り、壁は白漆喰となっ

た。また、台所前には出窓を設けている（図４）。昭和十二〜十四年には、二間式の建坪が広くなっただけでなく、初めて三間式の住宅が提供された。この住宅には、玄関、縁側、便所、物置が配備された（図５）。

ところで、労務者住宅の呼称であるが、三井鉱山では当初は「坑夫納屋」と呼んでいたが、大正八年に「坑夫長屋」と改称し、翌大正九年に「鉱夫社宅」と呼ぶようになった。前述した田川炭坑の例を見てもわかるように、単なる呼称の変化ではなく、実を伴った労務者住宅の改良である。

本文では、この後、本店調査部長長沢一夫による三池筑豊の「坑夫社宅視察記」を引用転載している。三井鉱山では、『五十年史稿』をまとめるにあたり、多くの関係者から聞き取りを行なっており、長沢氏についても昭和十四年十二月七日に談話の口述筆記を行なっている[2]。長沢氏の語るところによると、「（前略）私の書いた物は、大正十二年の秋に九州出張報告を一から五まで書いて居ります。それから大正十四年に九州出張余禄と云ふものを一から四まで書いて居ります。それから神岡出張余録と云ふやうなものが大正十三年五月にあるのですが、大したものぢやない。それから彙報が大正十二年の九月から大正十三年の十一月まであります。それから其の次に最近の彙報と云ふのが六十冊位昭和になつてから調査部に出したものがあります。それから共愛組合の実績と云ふものを書いて居ります。其の中であなた方の材料になり得るものは、彙報では大正十三年の十一月に三池、山野、田川の社宅の視察記を書いて居ります。実に面白くて夏の移るのを忘れて読んだけれども、あゝ云ふものに発表されて宜しいかと云ふやうなことを團さん（團琢磨のこと：引用者注）の主宰した労務会議の席上で言はれた（後略）」。『九州報告書』五編、『九州出張余禄』四編、『神岡出張余録』の他、夥しい数の彙報を提出し、その中に大正十三年十一月にまとめた三池、山野、田川の社宅の視察記があるという。長沢がまとめた報告書、彙報の類は、三井文庫では所蔵しておらず、国立国会図書館のＮＤＬサーチや大学横断ＯＰＡＣ、ＣｉＮｉｉＢｏｏｋｓなどで検索しても全くヒットしなかった。したがって、ここに記述された内容が視察記の全文引用なのか、抄録なのかは判然としない。ただし、当時、三井合名会社の理事長であった團琢磨が目を通していたことから、少なくとも三井の上層部の中では広く知られていた報告だったのであろう。また、長沢個人の感想であるため客観的視点に欠ける嫌いはあるいが、ジャーナリズム的資料としての価値は高いと判断できるため、添付図を比定しつつ、その記述内容を検証していきたい。

第一世界大戦後、九州三山（三池、山野、田川）の鉱夫社宅は改善が図られ、新式六畳社宅と二階式あるいは平屋二間式の「優良社宅」を高く評価している。これは前述の田川の社宅を指しており、三池では未だ四畳半も混在しており（図６）、山野では普通社宅にも二間式が導入され、濡れ縁を付し、壁を白漆喰塗りとする他、天井には竿縁天井を張っている（図７）。社宅配置の資料がないので、詳細は不明であるが、裏庭では花壇や菜園を営み、通りには街路樹も植えられていたという。

ここまで記述したのは、最新の社宅の状況であり、もちろん旧態の社宅も並存していた。長沢は、視察時点での社宅を四等級に分類し評価している。「優良」は、二階建てもしくは二間式のもので、三池四ツ山、田川工作、三井亀光の三ヶ所、「上等」は、新式の六畳で、広い土間で竈と流場が室内にあり、かつ隣棟間隔も広いもので、三池の万田、宮浦、田川の三坑、山野の四坑、五坑、三池の横須の六ヶ所、「中等」は、旧式の

六畳で、土間が狭く、勝手は屋外にある山野の三坑、三池の一丁玉、大浦、勝立、田川の一坑、二坑、斜坑の七ヶ所、旧態依然たる「下等」として、山野本坑をあげる。

二階式と平屋二間式を「優良」とするが、実際の生活者からの聞き取りも行なっていたようで、特に二階式は総ガラスで格子を入れて居る点が居住者に好まれているとする一方で、夏暑く交代制労働の鉱夫の休養には適さず、且つ、老人、子供のいる家庭にも不向きであることを指摘し、むしろ建設費が低廉で済むことも含め平屋の二間式を推奨している。二階建とはいえ、二間の各室が狭い場合があることを遺憾としている。二階建は会社の都合によって複数世帯を居住させている点も評価が低い。また、戸別に便所を設ける場合には、職員社宅の場合とは異なり、建坪が狭いために、採光や臭気の問題が発生することを指摘している。

「中等」に分類した田川二坑は「最粗悪」、「下等」の山野本坑は「社宅と呼ぶには畏気無し」と酷評し、早期の改良を求めている。居住環境の劣悪が、労働争議につながりかねないことを危惧し、喫緊なる改善を求めている。

さらに、社宅単体のみならず、「街」としてのまとまり、植樹をはじめとする周辺環境の整備、各種福利施設の充足状況にも着目し、田川の三坑、工作、山野の三坑、四坑、五坑、三池の四ツ山をその好例としてあげている。中でも社宅の分類としては「中等」とされた山野の三坑を、住宅が狭隘で隣棟間隔が狭いながらも、「街」として高く評価する。

次に「合宿所」について述べている。直営合宿所とは、三井鉱山において独身坑夫のための宿泊所兼賄所である。明治三十六年以前は二ヶ所しかなく、その後、表に見るように漸次増加するものの、大正後半より不況のため閉鎖が相次ぎ、昭和三年末で消滅した。その後は家族持ちの社宅に下宿する形式をとった。一方で、直営合宿所開設以前は、非直営の「飯場（めしば）」と呼ばれた合宿所があった。所謂納屋制度に似たものであるが、厳密には異なる。

「浴場」は、明治中期には、風呂と呼べる代物ではなく、明治四十一年から昭和七年にかけて田川では十三ヶ所の浴場を各坑所に設けたが、町の銭湯かそれ以下のものであった。昭和八年以降、近代式の豪華な浴場が各坑所に設けられるようになる。田川の三坑に建った浴場は、中央に円形の人造石製の大浴槽を設け、炭塵を落とす浴槽、掛かり湯、涼み湯、子供湯、薬湯などがあった。砂川の本町従業員浴場も同様で（図8）、前述の設備の他、太陽燈やベランダーも確認できる。

「社宅の充足状況」については、各坑毎に経年的な充足状況の一覧表が添付されているが、本文にもあるように、この表から何かを論ずることは困難であり、かつ、いたずらに紙幅を費やし冗長であるとも考えたため、本稿での掲載は割愛することにした。北海道や樺太の場合は既存市街地が形成されていないことから、従業員の社宅への依存度が高いが、九州の炭坑では、既存市街地に下宿する坑夫が少なくなく、労働者数と社宅の供給戸数を比較することはあまり意味をなさない。

「二、社宅の管理」では、三池を代表として論じている。前報(3)でも述べたように、三井文庫が所蔵する「三井鉱山五十年史稿」には、各事業所毎に沿革史が取りまとめられているので、本稿で言及することは避け、稿を改めて、各事業所の社宅の管理について比較の上、考察することにしたい。

（いけがみ　しげやす・北海道大学大学院工学研究院）

注

（1）池上重康「『三井鉱山五十年史稿　巻十八』より　第十三編　職員　第五章　社宅施設」（『エネルギー史研究』第三二号、二〇一七年、九州大学記録資料館産業経済資料部門、一八一～一九六頁）。

（2）『長澤一夫氏談話　昭和十四年十二月七日』（三井文庫所蔵）

（3）注（1）に同じ。

〈翻刻〉

凡例

文中、判読不明文字は□で表した。

旧字は原則、常用漢字に改めた。

三井鉱山五十年史稿

第十編　労務

第三節　会社自体が行つて来た労務管理施設

第四項　住居管理

一、社宅の設備

[構造と設備の進歩]

明治二十二年頃、筑前藤棚炭坑（後当社本洞炭礦に編入）では掘子（坑夫）の納屋は全くの掘立小屋で、周囲を笹で囲ひ莚を垂れたもの、屋根は勿論草葺で、畳はおろか土間に藁を敷いた乞食小屋同然のものであつた。それが麻生氏経営時代（明治三十五年頃）には、屋根が小板葺となり、三井経営（明治四十年）に入つて初めて職工納屋（坑夫納屋より一段上となつてゐたもの）に瓦葺が建つて地方人を驚かせた。しかし窓は鎧窓で、従来の突上窓より一寸進んだ程度であつた。

田川では古老の談によると、『ズツと昔、明治の初期には、柱を上（ママ）に埋込み、

壁も屋根も藁葺、土間に筵を敷いて、真中に囲炉裏を切つてゐた。採炭会社時代（明治二十二年以降）からボツボツ畳を敷き三井になつてからは（明治三十三年）グンとよくなつた』『採炭会社を受継いだ採炭組時代（明治三十二年）には十五軒を一間宛に割る。奥行は二間で、入口に三尺の引戸があり半坪の土間を炊事と物置に使ふ、畳は三枚かつきり、押入なんかなく、裏に三尺の突上窓があるだけ、それはひどいものでした』『三井譲受当時のは、柱も坑木そつくりの丸太柱で、藁葺が沢山あつた。小納屋は三畳敷の押入なし、三井になつて建てたのは瓦葺ではあつたが、畳一枚に一人を収容するやう決行せよとの指令があつて、三畳に押入付の八戸長屋が、稲荷山（後藤寺一坑）に数棟建つたのが最初です』

明治四十一年頃から、四帖半一室に炊事場を前下家としたものを建築するに至つた。それが大正七年になると、時勢の進歩と労働者の覚醒に促されて、三畳敷納屋の全廃となり六畳の出現となり、漸次今日の改善にまで押進められて来たのである。

所謂坑夫納屋時代から漸く坑夫長屋時代（大正八年改称）に入り、更に鉱夫社宅（大正九年）と呼ぶに至つてより数年、その内容が着々改善せられつゝ、も一方依然として旧態を存するものありし、坑夫社宅の過渡時代ともいふべき大正十三年頃、本店調査部長長沢一夫氏の三池筑豊の「鉱夫社宅視察記」は当時の実況を写して興味深いものがある。

▲鉱夫社宅の状態は著しく改善せり。

九州三山の鉱夫社宅は此数年の間に改善せるところ甚だ多し、新式六畳社宅が数多く建てられたる外に、二階式又は平屋二室式の優良社宅も建てられ、此等の増加に従つて、画内は次第に井然として、街路の体裁を整へ、多少の街路樹も植ゑつけられたるものあり。一般に戸辺の掃除行き届き、戸内には箪笥其の他の家具も其数を増し、学校に通ふ児童の服装も整ひ、社宅裏の坪庭に、花壇、菜園を作る者も多くなりたり。

殊に同じ様式の建物にありても、以前に建てられたるものと比すれば、戸外の竈が戸内に据えられ、軒蔭に煤りたる煙突が屋根に抜け騰る様に改造せられ、上り框に踏板が添加せられ、敷居の障子が給与せられて、屋内が座敷らしくなり、忍び返しの代りに窓格子が嵌めらる、等、会社の多少の出費に比して、担当者上下の苦心による改良の跡を讃すべき点頗る多し。………

▲社宅の等級

現在の鉱夫社宅を品定めするに、仮りに次の如く等級を区分す。

優良　二室式のもの（二階建又は平家二室）

上等　新式六畳。造作新しく、土間広く、竈も流場も内にあり、隣棟との間隔割合に潤やかなり。

中等　旧式六畳。造作古く、土間狭く、勝手仕事は主に戸外軒先を用ふ。

下等　三畳又は四畳半一室限り。古くして軒低く、内は暗く、中には押入無きものもあり、六畳内外にして押入なきもの（極度に汚損せるもの）と共に劣等なり。

此等等級別を標準にして三山の社宅を概見すれば

一、優良なる箇所　三池四ツ山坑（全部二階建）、田川工作（全部平家二室）、之に次ぐものは三池亀光（製錬―旧鐘紡社宅）

二、各種のものを併有するもの。三池の万田、宮浦、田川の三坑

新式六畳を主とするもの。山野の四坑、五坑、三池、横須（染料）

三、旧式六畳と下等とが主たるもの。山野の三坑、三池の一丁玉、大浦、勝立、田川の一坑、二坑、斜坑

四、特に下等社宅が著しきもの　山野本坑

▲二階式と平家二室式

三池の優良社宅は二階建なり。上下各六畳又は四畳半、例外は鐘紡より買入れたる四畳二室の平家なり。田川は平家二室式なる六畳と二畳。二階の総硝子、格子張の一室は、住居者の好む所により、其生活の向上に応じて、清

洒なる居室として装飾せられたるものあり。甚だ佳なり。只夏期は暑くして休養に適せず、且つ老人子供を有する家庭には不適にして、従つて鉱夫の多数は寧ろ平家二室を悦ぶが如し。同時に二階式は社宅の不足する時は、同居者を収容し得るが故に会社に取りて甚だ好都合なれども、現在の如く、同居者を奨励して、之を以つて常例とするが如き状態は、本様式の本旨を没却する嫌無きに非ず。偶々斯道の来観者が其外廓を一見する毎に称讃するを以て満足すべきに非ざるなり。

六畳二室の平家二室式は、建築費に於て、遥かに前者より低廉なり。只二畳式が狭小に過ぎて利用の完からざるを遺憾とす。之を三畳式とするも、地坪に於て二階式と略同じく、建築費に於ては猶ほ廉なるべし。総じて三池の六畳式の社宅には、土間の濶きもの多し。之を改築して土間の一部に二畳を置き二畳とする事は比較的容易なるべし。三池亀光所在の鐘紡より買入れたる製錬社宅は、四畳半二室又は四畳半と三畳なること、及び各戸が厠を有することが其特長なり。住居の実情を見るに、二室独自の使途に充てられて甚だ可なり。只一戸一厠主義は、小屋相櫛比するが為に、臭気相通ふことを免れ難きと、且つ数棟併列するがために、隣棟の厠を見ざらんと欲せば、両棟の厠と厠とを相向ひ合はする必要ありて、為にその一棟は南側に厠を列することとなり、室内に射し込むべき日光の大半を遮断する事が欠点なり。厠の位置を工夫すれば、此種の二室式は最可なるが如し。(田川にても一戸一厠主義を試みたる所あれ共、臭気の為に住居ものは之を用ふることを嫌ひ、為に失敗というふべきが如し)

▲最粗悪なるもの

田川第二坑は社宅総数約千戸の内に、四畳半六〇〇戸、三畳百二十六戸あり、何れも不良なり。殊に三畳の押入もなき分は最甚し。三畳二つを合併したるものも、猶ほ下等の部を脱する能はず（三池宮浦の最古き四畳と三畳を合わせたるものも節約せる丈に劣れり）。

臭気の漂ふほとり、壁落ち、檐傾き、戸締を半開して家具もなき古畳の上にムクツケキ男が蹲り又は蒲団の裾より裸足を投げ出して眠れる様は先ず豚の如し。山下二坑主任囁いて曰く「此辺は持倉以上だらう」斯かる場面に於ては三池の万田を始めとして其の他到る処に見るが如き係員と住民との懇親の言葉も交ふるに不適なり。係員の辛苦を想はざるを得ず。三池を始め各所の係員嘆いて曰く「此種の納屋に住へる者に対して、品性を説き、勤倹を奨む。果たして何の修養ぞや衛生ぞや」。一見誠に面を波うて奔りたき心地す。

而も新来の鉱夫は、なほ此等の納屋にしても乞ひ求めて入る。田川全山の空気は凡ての事件の先鋒たり易き青年を始めとして、今将に訓化の域内に在りて、稍々心を安んずるに足ると雖も、此種の納屋に住へる転来の鉱夫は荒れたる心の儘に、薫育の領域を去ること遠し。一度烽火を見て蹶起せば、豚は変じて猪となるやも未だ知るべからず。

▲山野の本坑の納屋（社宅と呼ぶは畏気無し）は藁葺の屋根を戴き、将に倒れんとする朽敗の姿して、数棟諸所に点在す。一見貧戚なる小作人の住屋程度なり。而も此等の納屋に住へる鉱夫は、多くは長く勤続せる良鉱夫にして健気なるものなり。同伴せる役員への辞儀も慇懃に、家の廻りには薪を積みて、冬の仕度も豊けく、薄暗き屋内を覗けば、重ね箪笥が壁の一面を飾り、長火鉢は据えられ、流し場の勝手道具は清められて整列せり。農民が鉱夫となりて数百尺の地下に艱苦する報酬は、彼等が小作人よりも一段優れたる近世工業時代の生活を享受し得ることなり。此見地よりせば、本坑の鉱夫は自ら内を治むることに於て、生活の途を過たずと雖も、会社の支給に俟つ住宅は、彼等に不平の語無しと雖、猶その所期に報ふに足らずと云ふべきなり。若し現在の炭層を早く掘り尽したる後も、尚ほ新しき炭層によりて本坑の命脈を長く続くべしとせば、炭車其他の改良と共に、本坑社宅の改築は蓋し当面の急務なり。

▲鉱夫街

田川の三坑社宅――は、千六百戸、七千人の住民を包容し、附近の丘上より之を望めば、宛として大市街なり。中心道路たる銀座通りを出来る丈け拡張し、且つ植樹を多くし、之を鉱夫クラブのある丘上迄一直線に延長し、同丘上側に辛うじて残存せる松林保護の途を講じ、中央にある給水所の丘を遊園化し、区内一二ケ所にテニスコート位の空地を置きて、児童青年の渇望を充たし、同時に住民の希望する消防隊其の他の町機関を置きたし。

田川の工作社宅――は僅に四十五棟、二百五十戸、千人未満の小部落なれども、静寂なる谿奥に独立して所在し、全部平家二室式より成り（本洞より移転加工せるもの）其住民が田川にて特に進歩せる工作職工の家族なるを以て、自治観念頗る強く、植樹、掃除、浴場、売店、クラブ及各戸の生活振、悉く他の模範とすべきものあり。恐らくは現在の日本に存する最良の労働者街なるべし。二三の事例を掲すれば、町内に入りて先ず路筋の清潔と、桜樹が並木式に育ちつゝあるを見る。住民の手植なり。各戸の流し場側の家具の整頓せると、窓や障子の貼紙の入念なること他所に例なし。クラブにて生花会の終了せる際に行き合せ、老若の妻女と数語を交へたるに、用語、応接態度何れも「お神みさん」に非ずして「奥さん」なり。白鳥の小頭社宅の竣成する迄数名の小頭を此町に住居せしめたるに、彼等は小頭社宅に移ることを悦ばず、此町の住心地よきを以て、其儘残留を希望せり。此種の職工には、現在の平家二室は其向上せる生活欲を充すに足らざる為め、屋賃は価格に応じて納むべきを以て、更に優良なる社宅を建築せられたき旨を屡々陳情す。

山野の三坑、四坑、五坑――は何れも同様式なり。只三坑は古きだけに細末の点に於て劣り、且つ四畳半のものも多し。殊に間隔地が窮屈なり。夕刻瞥見したる所によれば、児女途上に溢れ、裏店式なり。特に空地を必要とす。五坑は山奥にありて三面に松樹の鬱蒼たる山丘を望むこと甚だ可なり。翠緑は荒める者を和らぐるに自然の効果著し。山を切り、土を盛りて、満目の赭色の中に数十棟の屋舎を列ねたる儘の鉱夫部落は永久的施設としては末しと云ふべきなり。三池の四ツ山を始めとして此類尠からず。山野の当局は、植樹するとも児童に抜き枯らさるるを以て奨励の意無しといふ。田川の一部に青年会や少年団を利用して植樹に成功しつゝある所あり、一顧を望む所以なり。

四ツ山坑社宅――は四ツ山坑口より之を望めば、二階建新様式の社宅櫛比して壮観なり（現在三十八棟、三百十四戸、将来の設計を合すれば九十七棟、八百九十七戸）、西日の直射する所にあり、開設匆々なれば、未だ一本のポプラの日を遮るなし。植樹を以て垣根せんとの所長案が数ケ所に試みられつゝあり。本社宅の設計上の欠点は主要道路に悉く厠を並列せしむることなり。凡ての棟は両端に各二ケ所の厠を置くを以て、社宅は全部厠の包囲の裡に在り。社宅の児童は常に棟の両端の路上に出て遊ぶが故に、自然に厠を囲りて嬉戯し、此道路を歩む者は常に多少の臭気を忍ばざるべからざる状景なり。

附棟端の厠の所在には、山野は棟端に直に廂を垂れて厠を囲ひ、田川と三池は棟端より数軒を距て、厠を置き、田川は通路に対して囲ひ板を立て、之を覆ふ。

（長沢一夫氏鉱夫社宅視察記より）

間取の変遷については添付図面に譲る。

[合宿所]

（一）直営合宿所

三池では明治三十四年五月、坑夫賄方心得書が定められたが当時の合宿所については不明である。但し三十六年六月より以前に勝立、宮浦の二ケ所に建設されてゐたことが鉱夫日報に見えてゐる。爾来左表の如く明治、大正、昭和に亘って、独身坑夫に対し蒲団等をはじめ、生活必需品を貸与し、安価（一日十六銭より始まる）な賄料で安んじて稼働せしめてゐた合宿所も、大正後半より

の不況に伴ひ漸次閉鎖し、昭和三年末を以て消滅の姿となつた。その後に於ける独身坑夫は、家族持の社宅に合宿せしめ、一名に付幾何（最後は三銭程度）の賄料を会社より補助してゐたが、昭和十四年よりは収容力飽和し、再び合宿所の開設を見るに至つた。

三池鉱夫合宿所名	開所年月日	閉鎖年月日
宮浦合宿所	明治三十六年六月以前	昭和三年九月
勝立合宿所	仝	明治四十二年二月
万田合宿所	明治三十九年十二月二十八日	昭和三年十二月三十一日
大浦（亀谷）合宿所	明治四十年十月	明治四十二年四月
七浦合宿所	明治四十一年四月	明治四十五年一月三十一日
一丁玉合宿所	明治四十五年五月	大正五年四月十五日
勝立合宿所	大正五年五月	大正六年十月
大浦合宿所	大正七年十二月	大正十四年十二月二十日
四山（運輸）合宿所	大正八年四月	大正十年一月五日
三坑家族持合宿所	大正八年九月二十三日	大正十年一月十日
四山合宿所	大正十三年二月	人員未収容ニ終ル
万田寄宿親和寮	昭和十四年八月十四日	

合宿所備付の蒲団は、明治四十年頃から大牟田市の指定商人に請負はせ、毎年夏期に修繕洗濯させてゐる。昭和十四年には四山二百組、宮浦百組、万田、三川各百組、計五百組この価八千円の蒲団を、独身坑夫用としてその下宿主たる家族持坑夫に貸与した。

賄料は下宿と直営合宿とを問はず常に同額となつてゐるが、昭和十一年には四十五銭であつたものが、十二年には五十銭となり、十三年五十五銭に上つてゐる。

昭和に入つてから筑豊にも、北海道にも設備に格段の進歩を示した近代風の合宿所が続々建設せられた。こゝに信頼すべき元従業員等を置いて世話やら監督やらをさせ、独身従業員の管理に付ては特別の考慮を払ふやうになつた。

（二）非直営合宿所

直営合宿所開設以前は、各山共に概ね家族持社宅に同居下宿せしめ賄費夜具蒲団等を補助又は貸与した。田川の請負名義人、三池の坑夫募集人などは、別に社宅を借用して多数の独身坑夫を収容し、往年の納屋頭の観を呈した時代がある。これ等は一般に「飯場（めしば）」と呼ばれたものであるが、もとより純然たる納屋頭ではなかつた。山野田川等では、それより以前に於ては、飯場頭、即ち納屋頭に一任した時代もあつたのである。松島の如きはその恒例たる事は既に述べたところであるから省略する。

[浴場]

「昔の風呂といへば、坑内水をスペシアルポンプで上げる。それに運転して蒸気を逼がすと湯になる。坑内水だから醤油色で、どうかとすると微粉炭が浮いてゐる、ひどいものでした。湯そのものが汚い上に、泥だらけの身体を洗ひもせず飛込むから、全く無茶でした云々」これは明治三十三年から数年間のことで、田川の古老の話である。単に浴場のみではなく、福利施設など、会社では更に考へてゐない時代であつた。田川では明治四十二年四月、初めて第三坑々口浴場を新設したのを最初に、昭和七年度迄に各坑所に亘り十三個所を建設し、この経費一万八千七百円を支出してゐるが、これ等は何れも町の銭湯程度或はそれ以下のもので浴槽は木製の方形作り、然るに昭和八年十一月、第三坑「銀座通り」にルネツサンス式の堂々たる浴場が出現した。これはスレート葺、壁はリシン塗装で、建坪百二十七坪を有し、内部は中央に円形の大浴槽（人造石）を設け、どこからでも這入られるやうになつてゐる。裕に百人位が一時に入浴出来、別に炭塵を洗ひ落すための浴槽、掛り湯、涼み湯、女湯には更に化粧室、

子供置場などの設備があり、又薬湯も附属して病気の療養をも行ふことが出来る様にした。田川では斯かる浴場が昭和十四年末現在で合計二十ケ所に達して居る。全部無料である。山野に於ても亦、同じ頃同様の完備した新大浴場が各坑に建てられた。それまでは勿論御多分に漏れぬ陰気な昔ながらの浴場である。

砂川では最初十戸建社宅二棟即ち二十戸について一ケ所の割で、浴槽一個と小屋掛け材料を貸付、石炭を無料で給与して各戸輪番に風呂を沸かせてゐた。勿論男女浴槽の区別などはなかつたが、大正五年に初めて供給所横に浴場を設け、男女を区別し、請負を以て経営せしめた。入浴料は鑑札一枚に付一ケ月二十銭、次いで大正七年に本町第一浴場、同九年に本町第二浴場を設けたが、同年以後入浴無料となり、浴場も奥沢、中町の各地に増設された。然るに昭和十年十一月、本町大浴場落成後は、家族のみを有料とする事となり、一戸当り一ケ月二十五銭の料金を徴収して現在に及んで居る。

右の如く当所各事務所の中、炭坑に於いては、昭和八年から十一、二年頃にかけて筑豊北海道共、近代的――それは現在でも「豪華」とさへ思はれる程の――建築様式と設備とを誇る大浴場が、競って建てられたのであるが、斯の如き明朗豪華な気分をそゝる大浴場は、昭和の初頭先ず三池染料工場内に建設せられたのが最初で、当時は炭坑に於ては、何処も旧式の「風呂場」ばかりであつた。衛生上の考慮よりも、寧ろ慰安を主とした福利厚生施設である。

［社宅の充足状況］

社宅数の充足状況は、左表によつて一応は見られるのであるが、事業所によつては労務者が大部分地元の部落の者で、自宅から通勤するものが多いところとか、或は又古くから市街の貸家や下宿が発達して、そこから通勤するものが多い所とか等、そのローカルの特質もあるので、この表によつて一概に判定し去ることは出来ない。殊に「工場」は大部分が大牟田市にある関係から、他の石炭山や金属山と同日に論じることは妥当でない。又一人当り戸数についても、その増減は、家屋の増築、合併、撤去に因る場合と人員の増員、淘汰等に因る場合と、及びこの両者に因る場合とがあるから、それらの事由を知らずして唯々本表のみによつては充足状況の真相を掴むことは困難である。にも拘らず本表によつて大体推知出来ることは凡そ左の諸点であろう。

(1)石炭山に於ては大正九年頃から各山共余程緩和され、一戸平均二人――三人程度となるて居る。これは増築によるものではなく、不況による人員整理の結果である。

(2)昭和八年頃から、石炭山社宅は又復逼迫傾向となつて来た。これは社宅は増員に対応して各所非常なる増築を続けたのであるが、なほ収容に困難を来せるを示してゐる。

(3)石炭山を事業所別に比較してみると、三池は通勤者多く別であるが、山野は常に比較的逼迫し、田川砂川美唄川上は比較的緩和を見てゐる。

(4)金属山は神岡も串木野も石炭山に比し逼迫甚しき如くに見えるが、串木野の如きは、地元住民が鉱夫の大多数であるので、この表は当たらないのである。

（表略）

二、社宅の管理

各事業所の管理全般に渉ることは困難なので、代表的に三池のそれにつき記述する。在三池の染料工業、製錬製作、港務等及に関係会社の社宅は、そのすべてが三池鉱業所の管理に属するものである。

明治二十年代に於ては社宅も至極少なく、管理方法その他不明であるが、三十一年七月実施の坑夫小屋貸渡規則に、「小屋一棟又ハ数戸ニ世話人一人ヲ置ク」とある点から見ると、その頃から坑夫小屋世話人なるものが置かれたと思はれる。四十年の調査では、当時宮浦、亀谷、勝立の各納屋に合計二十二名の納屋世話人があり、身分は鉱夫で納屋に居住し、坑夫取扱方（現在の労務係員）

の指揮を受け、小屋万般の取締をする外他山よりの鉱夫誘拐者警戒、朝夕出役の督励等を任務とした。これが後に「長屋世話方」（明治四五）となり更に「労務世話方」となつたが、昭和十四年にはその数六十三人に達してゐる。

右の小屋世話人乃至労務世話方を指揮するのは、前記坑夫取扱方であるが、大正五年六月制定の服務心得によると、応募坑夫が坑夫小屋に入舎した場合、坑夫取扱方は規定の切符を以て、蒲団、蚊帳、枕、弁当箱鍋、釜及び作業用品等を売勘場から買受手続をなさしむる外、小屋世話人及び坑夫賄方の服務監視指導のため、随時小屋を巡視する事となつてゐた。

これ等の管理機関は各坑所に設けられた事務所（明治三十二年頃迄は坑夫取扱方を派出所或は採炭所出張坑夫取扱所等名称区々、明治三十九年七月鉱夫事務派出所と統称、更に昭和六年二月、例へば万田労務事務所の如く改称）に属し、各所係長の指揮を受けるが、各所係長はまた労務課長に統轄されてゐるのである。

次は社宅管理の大要である。

▲社宅料……明治二十三年制定の三池炭礦社坑夫納屋貸渡規則には、社宅料の規定はないが、納屋内部の壁、畳建具等の修繕は坑夫の負担たるべきことが記されてある。次で二十六年の定雇坑夫雇入及取扱細則の中に「家族アル者ハ毎戸ニ区別シタル納屋ヲ無料ニテ貸与スベシ」とあるところから見れば、社宅料は徴収せず、たゞ修繕費のみは坑夫の負担としてものの如くである。

明治三十一年七月には貸渡規則が改正され、その中に納屋小掛として毎戸畳一枚一ケ月五銭の割で徴収する事となり、その後これは納屋料と称して納屋の公課等に充当し、不足は会社で補給しつゝあつたが、大正二年より衛生費の名目で徴収する事に改正された。

昭和十年竣工した四山坑社宅は、在来の社宅に比し数等優秀なものであつた関係から、かねて懸案となつてゐた社宅料徴収を実施する機会となり、一円及び一円五十銭の二等級に分つて徴収する事となつた。これからは新築及び改造社宅は一般に社宅料を徴収するに至つたが、昭和十四年設定された社宅料規定は左の如くである。

（一）新築平家普通型二間式（六帖、四帖半）　一ケ月　七十銭

（二）改造平家社宅

　（イ）三間式普通型（六帖、四帖半、三帖）

　　（A）便所付　〃　六十銭

　　（B）共同便所式　〃　五十銭

　（ロ）三間式小型（四帖半二間、二帖）

　　（A）便所付　〃　五十銭

　　（B）共同便所式　〃　五十銭

田川、砂川でも社宅料は全く徴収しなかつた。然るに昭和初頭以来の優良社宅出現に伴ひ、田川では昭和六年一月より、砂川では同十年十二月より新築社宅に限つて家賃を徴する事となつた。これは田川では特等社宅（三間式）一ケ月一円二十銭、砂川では最上社宅（階下二間階上は物置）八十銭、以下三四十銭程度までの数等に分れてゐる。

その他各事業所でも大体は同様であつて、新築優良社宅の出現以来、旧社宅との権衡上料金を取ることとなつたのであるから、無料時代が永く、有料時代は最近十ケ年位に過ぎない。

▲電燈料……従業員社宅に電燈を点けたのは三池が最も古く、大正二年の初めに着手し、八月には全山に普及した。当時はカーボン五燭光の、電燈とは名のみのものであつたが、ランプや行燈で暮して来た者にとつては、便利安全此上なく、料金は十五銭といふので大した出費でもなく、非常な歓迎を受けた。後、裁縫や子供の勉強に困るといふので、大正八年五月から十燭光（二十五銭）が許可された。その後も追々増燭が認められ、更に一戸数燈を点ずることに進んで、現在では八、十三、二十の各ワット三種に制限され、最高六燈一円五十銭となつてゐる。

田川は大正六年三月、これもカーボン五燭で十五銭、同年三月には鉱夫社宅全部（三千百九十六戸）に点燈され、大正八年一月に全部タングステン十燭光に変更されて従来の鬱陶しさが一掃された。料金は三池同様の二十五銭であつた。昭和十二年に二間式の社宅が竣成すると共に、台所にも一燈を点じて合計三燈が一戸に点くこととなり、助手級の社宅（六帖、四帖半、三帖）には、台所と便所を加へて五燈が許されてゐる。これには特に職員社宅と同様にメートル計を備へる特例を認めた。

砂川は大正七年十二月三十一日夜初めて点燈、これは十燭光で、料金は一燭光一ケ月二銭の割であるから二十銭を支払つてゐたが、昭和四年六月から十六燭を、同十一年四月からは二十四燭光をも許可し、料金もそれに伴ひ増加してゐる。現在最も多いのは二階建三間式社宅の十六燭三燈で、料金は前記の割合であるから九十六銭となるわけである。

▲戸別割……筑豊の例によつて記せば、筑豊地方では、明治三十五六年頃から、炭坑の納屋戸数割を納屋税に変更し、納税義務を坑主に負担せしむべき内議がしばしば福岡県庁、町村長及び筑豊鉱業組合との間に協議されてゐた。三十七年にはそれが県会附議の運びとなつたので、鉱業組合常議会では、左の決議を県知事に内申して考慮を求めた。

一、県税戸数割ハ平等額ノ半額ヲ現在納屋ノ坪数ニ乗ジテ得タル一坪当リヲ以テ県税納屋税トスルコト

一、町村税戸数割ハ現在納屋ニ其町村戸数割平等額ノ十分ノ四ヲ乗ジテ得タル金額ヲ本税ニテ除シ、其得数ヲ以テ一戸当リヲ算出シ之ヲ現在納屋ノ総坪数ニヨリ除シテ得タル一坪当リヲ以テ町村税納屋税トスルコト。

右の内申により、県会で、如何に決議したかは明らかではないが、納屋税が実現しなかつたのは確かである。

大正十二年六月、鉱業組合と筑豊四郡の町村長との間に、炭坑従業員社宅に対する県税戸数割と町村税戸数割を、坑主保証に関する覚書によつて定むるところがあつた。即ち

一、町村ハ毎年四月一日ニ於ケル炭坑現住戸数（鉱夫及月給四十四円日給一円五十銭未満ノ事務員ノ居住スルモノ）ニ対シ県税戸数割及町村税戸数割トモ各平均額（炭坑現住戸数ノ十分ノ四ヲ加ヘタル町村ノ戸数ニテ各戸数割総額ヲ除シタルモノ）ノ十分ノ四ヲ乗ジタルモノヲ限度トシテ賦課ス

二、前項ノ納税ハ坑主ニ於テ之ヲ保証ス

三、本覚書ハ大正十一年度ヨリ之ヲ実施ス

大正十一年六月二十三日　筑豊鉱業組合及遠賀、鞍手、嘉穂、田川、郡町村長代表者

右の覚書で、県及び町村戸数割を坑主が代納することとなつたが、その後覚書に但書を設け、当該町村と炭坑との協定が成立すれば、十分の五まで賦課し得ることとなつたので昭和二年度から、山野、田川等では町村税戸数割を十分の五に増額するに至つた。

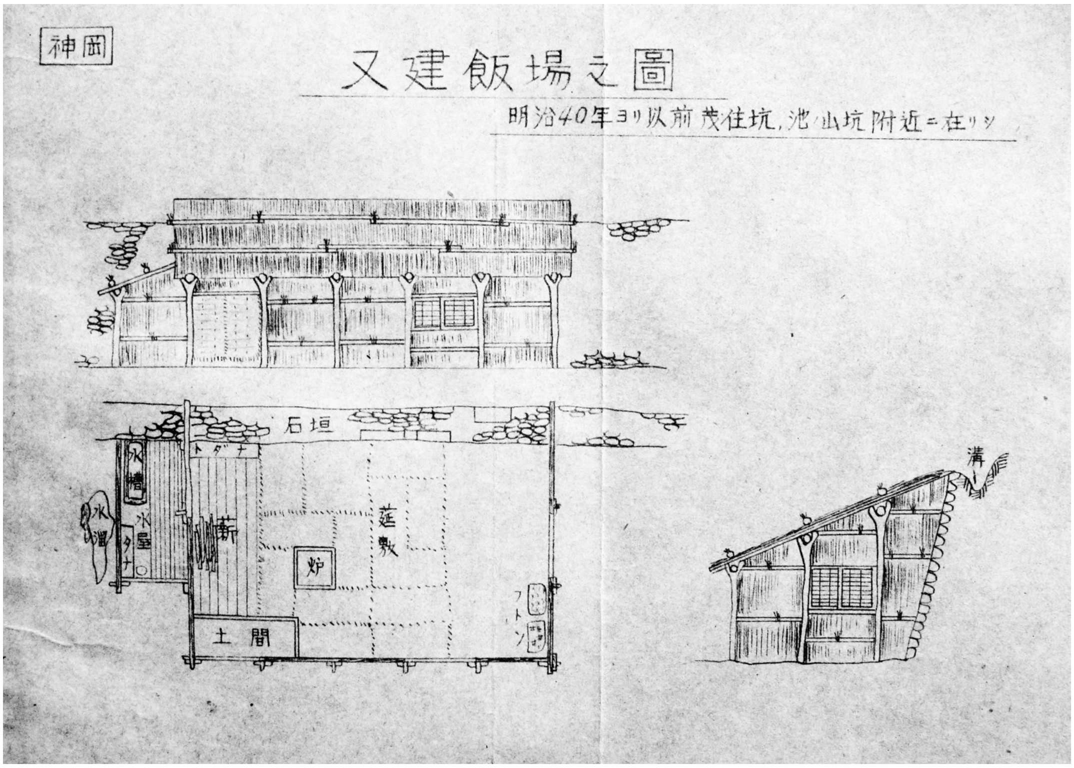

図１　神岡の「又建飯場之図」（三井文庫所蔵）

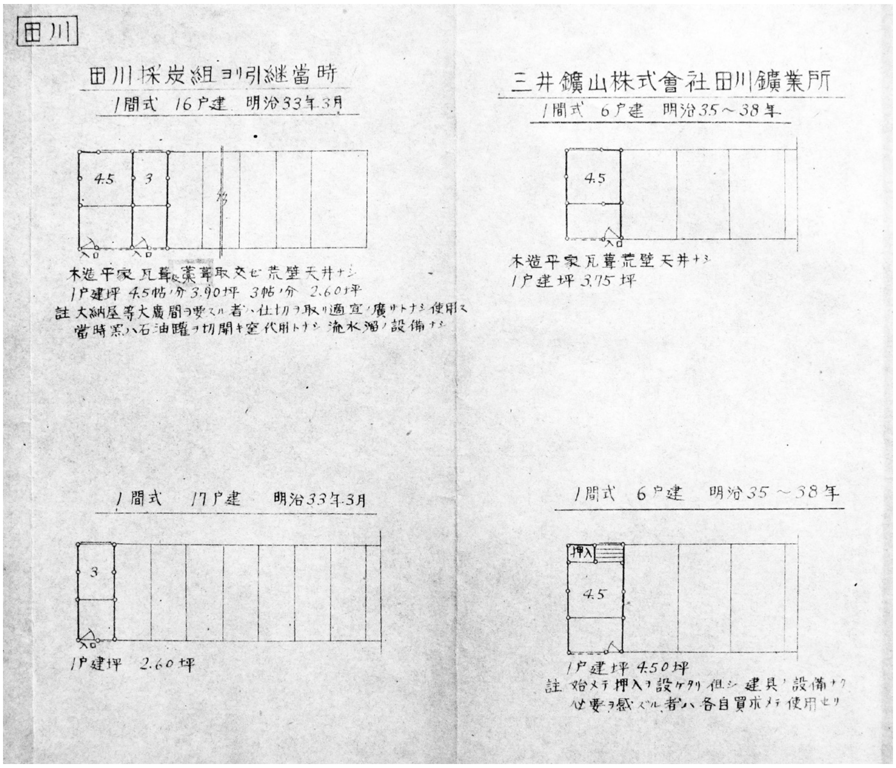

図２　田川の明治33年～38年の坑夫納屋（三井文庫所蔵）

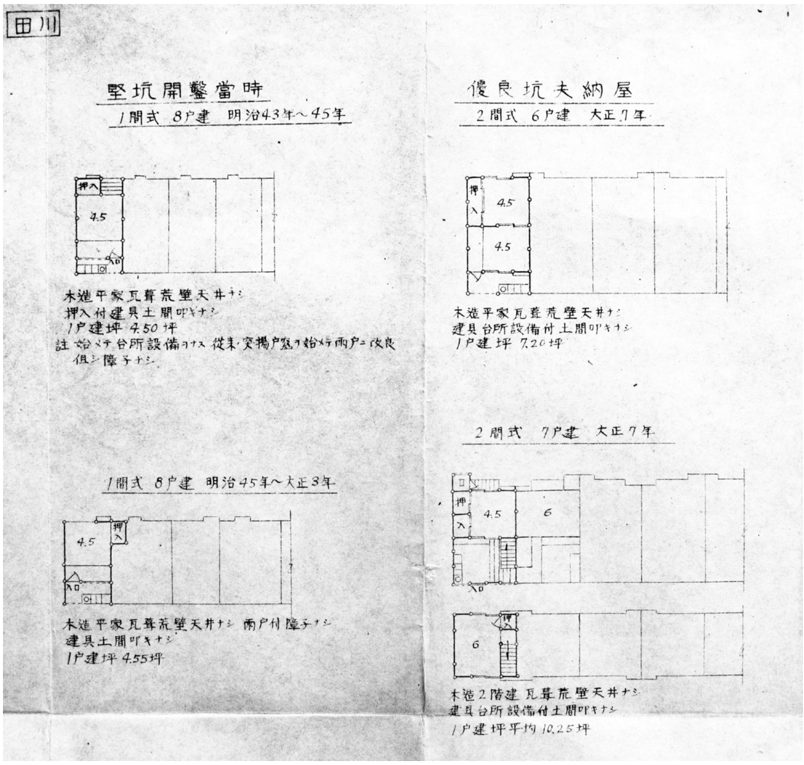

図３　田川の明治43年～大正７年の坑夫納屋（三井文庫所蔵）

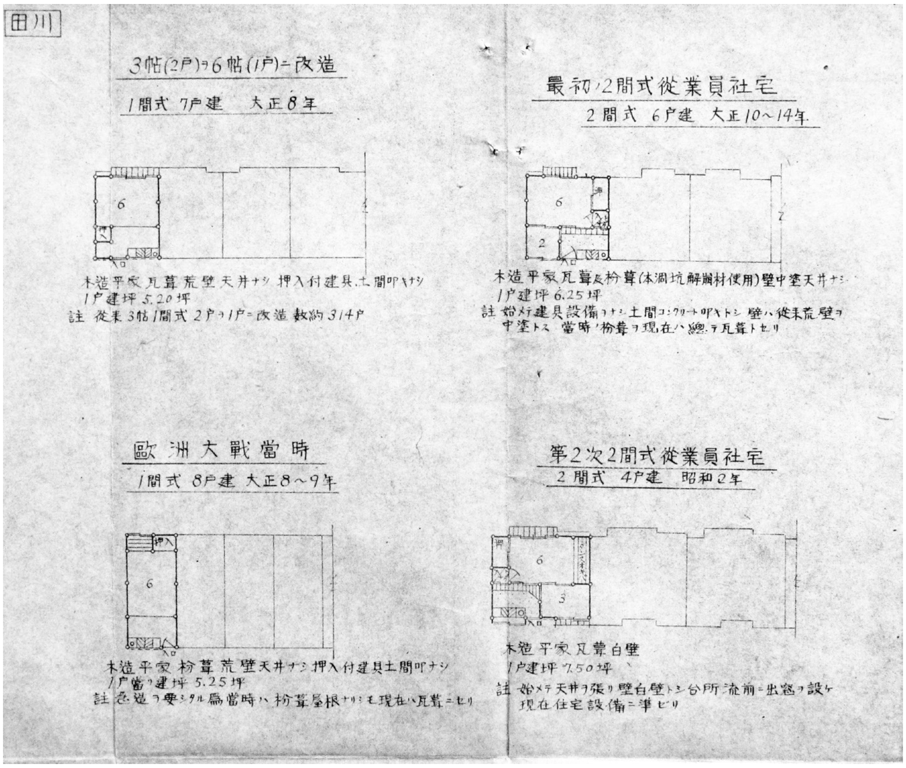

図４　田川の大正８年～昭和２年の従業員社宅（三井文庫所蔵）

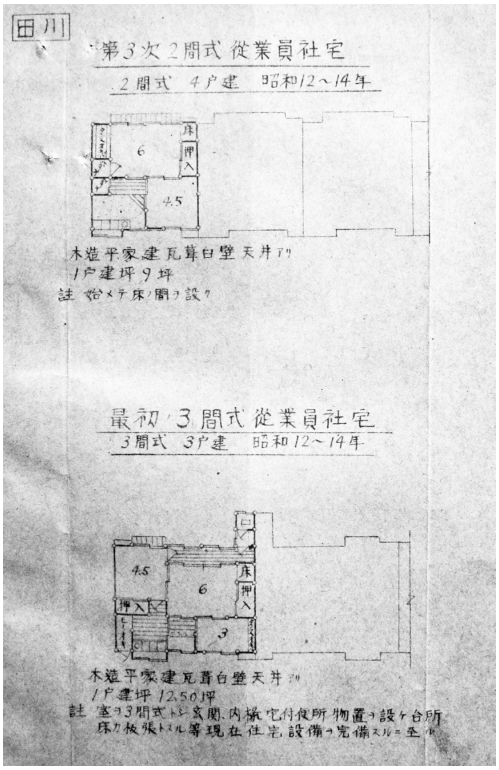

図５　田川の昭和12～14年の従業員社宅（三井文庫所蔵）

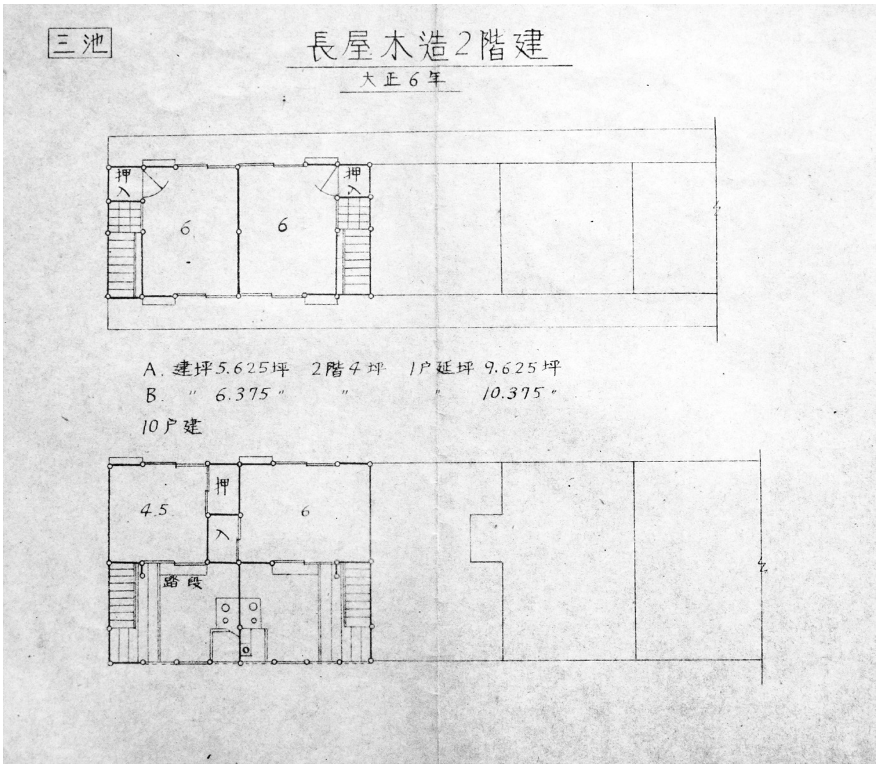

図６　三池の大正６年の坑夫長屋（三井文庫所蔵）

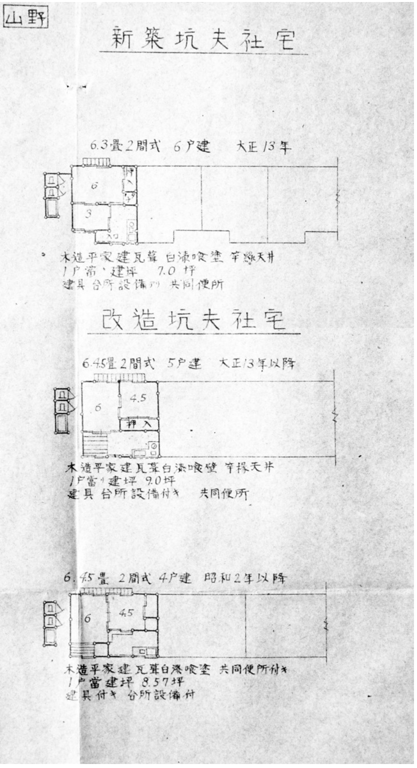

図７　山野の大正13年～昭和２年の坑夫社宅（三井文庫所蔵）

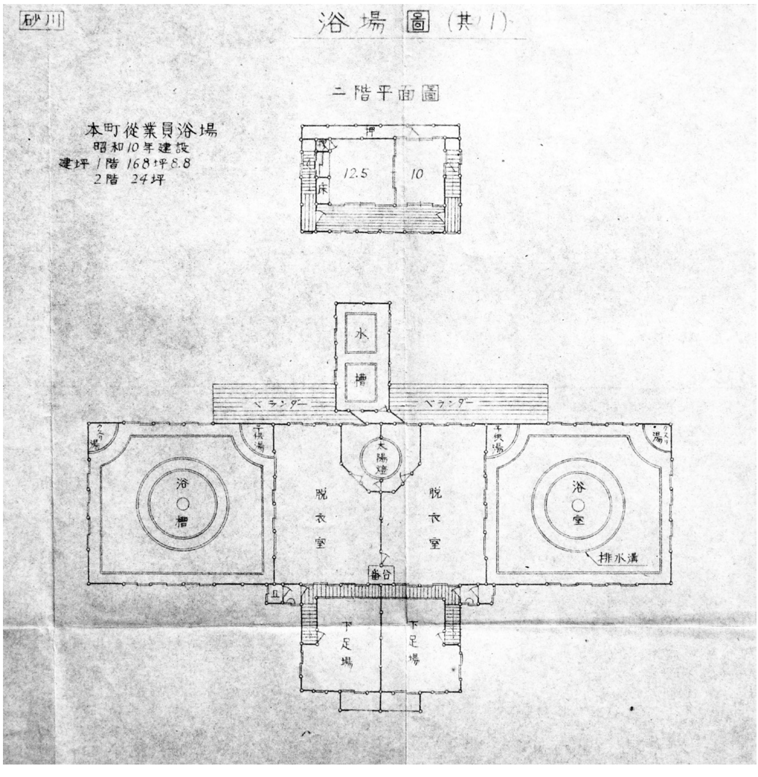

図８　砂川の本町従業員浴場（三井文庫所蔵）